

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8月30日
【報告者の名称】	オー・エイチ・ティー株式会社
【報告者の所在地】	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の1
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の1
【電話番号】	(084)960-2120
【事務連絡者氏名】	取締役 平川 達也
【縦覧に供する場所】	オー・エイチ・ティー株式会社 (広島県福山市神辺町字西中条1118番地の1)

- (注1) 本書中の「当社」とは、オー・エイチ・ティー株式会社を指し、本書中の「公開買付者」とは、H I F - A投資事業組合を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てられている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利を指します。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 H I F - A投資事業組合
組合員 ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
組合員 ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
所在地 広島市中区袋町3番17号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年8月29日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 利害関係を有しない取締役及び監査役全員による承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要等

当社は、公開買付者より、公開買付者の概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、株式会社ひろしまイノベーション推進機構（以下「ひろしまイノベーション推進機構」といいます。）が無限責任組合員として運用する投資事業有限責任組合を組合員として、民法の規定に基づき、平成24年4月6日に、主に当社に投資するために組成された任意組合です。ひろしまイノベーション推進機構は、広島県の産業振興・育成に資する企業又は事業に対して成長資本及び経営資源を提供することを通じて、県経済の発展に貢献すべく、広島県の100%出資により平成23年5月に設立されたファンド運営会社であり、地域密着型で企業に対し成長資本と経営資源を提供し、従来から企業が持つ優れた技術力とイノベーションという革新的なものに目を向け、更なる成長のために不足している要素を補う等のかたちで、企業の成長戦略を実行に移し、潜在成長能力を顕在化する支援を行うこと等を目的とし、公開買付者の組合員であるひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合及びひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合を、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含みます。）に基づき組成し、運用しております。

公開買付者と当社は、平成24年4月9日に、公開買付者による当社への出資及び公開買付けの実施によって、当社の経営基盤の安定化及び財務体質の改善を図り、更なる発展・成長・企業価値の向上を実現することを目的として、出資契約（以下「本出資契約」といいます。）を締結しております。本出資契約において、公開買付者及び当社は、以下のステップ1からステップ3までの取引（以下「本件全体取引」といいます。）を行うことを合意しております。

ステップ1：平成24年4月27日を払込期日として、当社が公開買付者を割当先とする第三者割当増資を実施。

ステップ2：平成24年8月を目途として、公開買付者が、当社の株式を取得するため、大要以下の条件による公開買付けを実施。

公開買付価格：当社の株式1株につき2,000,000円（ステップ1の第三者割当増資における発行価格と同額）

買付条件：買付予定数を本公開買付け開始日において当社が保有する自己株式の総数と同数とし、応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全てを買い付けず、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には応募株券等の全てを買い付ける。

ステップ3：スクイズアウト

上記公開買付け後、公開買付者が要請した場合には、当社は、当社の株主を公開買付者その他公開買付者が別途指定する者のみとするために必要な手続を行う（なお、本書提出日現在、公開買付者は、公開買付

者及び当社の代表取締役である江島貴志氏（以下「江島氏」といいます。）の2名の株主を除く当社の株主が保有する株式を取得する予定とのことです。）。

かかる本件全体取引のステップ1の取引として、公開買付者は、当社が第三者割当増資により平成24年4月27日に発行した当社の普通株式120株（当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の当社の発行済株式総数（556株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：21.58%（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合について同じ。））、当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）に対する割合：33.52%（小数点以下第三位を四捨五入、以下、総株主の議決権に対する割合について同じ。））を、発行価格を1株当たり2,000,000円として引き受け（以下「前回第三者割当増資」といいます。））、当社の筆頭株主となっております。加えて、平成24年7月27日に開催された当社の定時株主総会において、公開買付者が指名した取締役候補者2名（山下尊弘氏及び高橋信之氏）及び監査役候補者1名（塚本稔氏）がそれぞれ当社の取締役及び監査役として選任され、平成24年8月17日に開催された当社の定時株主総会継続会終了後、就任しております。

今般、公開買付者は、本件全体取引のステップ2の取引として、平成24年8月29日に、江島氏の保有する株式（67株、所有割合：12.05%）を除く当社の発行済株式全てを取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの買付予定数の下限を、当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された、当社が平成24年4月30日現在保有する自己株式数と同数である198株（所有割合：35.61%）としております（なお、平成24年8月29日現在まで当社が保有する自己株式数に変動はありません。）。従って、公開買付者は、応募株券等の総数が198株に満たないときには、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が198株以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

下記「本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由（エ）本出資契約の内容」に記載のとおり、当社は、本出資契約に基づき、平成24年8月29日に、取締役会決議により、当社の保有する自己株式198株を本公開買付けに応募する旨を決定し、同日付で上記応募に係る自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）に係る有価証券届出書を中国財務局長に対して提出しております。また、下記「(4) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項 本公開買付けへの不応募等」に記載のとおり、公開買付者は、江島氏との間で、江島氏が、自ら保有する当社の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り、本公開買付けに対して応募しないことについて合意しています。

なお、公開買付者は、本公開買付けによって江島氏の保有する株式を除く当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け後に、本件全体取引のステップ3の取引として、当社の株主を公開買付者及び江島氏のみとするために必要な手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を行う予定とのことです。詳細は、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。

本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

(ア) 本公開買付けの背景等

当社は、平成6年6月に設立された、広島県福山市に本社を置き、フラットパネルディスプレイに用いられるガラス基板や、各種電気機器類に組み込まれるプリント基板を検査対象とする電気検査装置を製造・販売している企業です。

昨今、基板上の配線の高密度化等によりコンタクトプローブ（電気的な検査・試験のために、電極などの測定部位に接触させるだけで導通ができるピン状の検査器具の一種）を用いた従来の接触式の電気検査が難しくなる基板が増える中、当社は独自開発した非接触センサを用いた非接触電気検査装置を実用化して基板メーカー等への導入実績を積み重ねてきました。現在、当社は、独自に開発した非接触式電気通電検査装置の技術を、さらに深化させた新しい分野への応用と当社技術の利用対象を拡大することを計画しています。具体的には、スマートフォンを中心に需要が拡大が見込まれる中小型のタブレット式パネルや新世代有機ELなどへの対応と中国市場向けプリント基板検査装置廉価版の販売などであり、そのためには一定規模の投資が必要となります。しかしながら、当社の株式は、平成15年4月より株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場していたところ、平成13年4月期から平成19年4月期までの過年度決算について、不適切な会計処理が存し有価証券報告書等の虚偽記載等があったことが発覚したため、有価証券上場規程第603条第1項第6号（上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると取引所が認めた場合）に該当すると認められ、平成21年2月に株式会社東京証券取引所マザーズ市場を上場廃止となり、それ以降、取引先や金融機関からは「信用状況に不安がある会社」と評価され、例えば、手形決済ができない、新規設備投資用融資が受けられない等の制約が課せられた状況が今も継続しています。

その間、デジタル家電業界の生産拠点は日本国内から海外に相当に速いスピードでシフトしており、当社の製品の主要な検査対象物である液晶パネルの製造拠点も日本から東アジアへ移管され、それに合わせて当社においても東アジア展開が必要となっております。しかしながら、上記の信用力の問題から、当社は中長期の設備投資資金の融資を自由

には受けられないために、当該投資資金等を運転資金から捻出しなければならず、その結果、海外戦略として特に中国、タイ展開が必要であるにもかかわらず、資金調達が自由にできないために、運転資金の一部を当該海外向け設備投資資金に充当せざるを得ないため、海外向けに投資できる額に一定の制約がかかっている状況です。一方、当社の主力製品である検査装置の事業特性として、受注から納品/検収/売上債権の回収まで約6ヶ月から10ヶ月程度の期間を要する物件があること、その売上高の規模は数億円から十数億円に及ぶ物件があること、他方、検査装置の製造に係る仕入費用や外注費用の支払は概ね2ヶ月から3ヶ月程度であることから、受注残や商談案件のため、運転資金の確保も極めて重要です。従って、当社の経営課題は、短期的には一定水準の運転資金を確保しながら、中長期的には顧客のグローバル生産方針に戦略的・流動的に対応できる健全な財務基盤を構築することにあります。

かかる状況を打破するため、当社は、平成23年8月頃から、広島県が100%出資しているひろしまイノベーション推進機構が運用しているファンドの支援を受けることで設備投資資金や海外展開のための資金調達が可能になるとともに、かかるファンドが株主となることにより信用力の回復も合わせて行われるものと期待し、ひろしまイノベーション推進機構に審査を申し込み、その後、ひろしまイノベーション推進機構及び当社は、数か月の協議・検討を行って参りました。

その結果、公開買付者によれば、ひろしまイノベーション推進機構は、広島県のグローバル・ニッチ企業である当社の更なる成長と革新性ある事業展開を後押しすることが、県経済の発展にとって有用であるとの認識に至ったとのことです。また、ひろしまイノベーション推進機構及び当社は、当社の現在の状況に鑑みて、今後当社が中長期的に発展するためには、当社の株主を限定したうえで短期的な業績変動に左右されず機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、当社の上場廃止後、当社の株主に対する当社株式の換金機会が制約されているため、換金機会を提供する必要があることもあわせ考えた結果、平成24年4月9日に、ひろしまイノベーション推進機構が運営する投資事業有限責任組合が、公開買付者を通じ、前回第三者割当増資及び本公開買付けを含む本件全体取引を順次実行することにより、当社に対する支援を行うことを決定したとのことです。そして、同日、当社及び公開買付者は、本出資契約を締結しております。

その後、かかる本件全体取引のステップ1の取引として、公開買付者は、前回第三者割当増資により、当社の普通株式120株（所有割合：21.58%、当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）に対する割合：33.52%）を引き受け、当社の筆頭株主となっております。

そして、今般、公開買付者は、本件全体取引のステップ2の取引として、平成24年8月29日に、江島氏の保有する株式（67株、所有割合：12.05%）を除く当社の発行済株式全てを取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(イ) 公開買付者による買付価格の検討

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の算定にあたっては、当社の財務状況、事業の将来収益性、上場廃止以降の当社の自己株式の取得取引及び株主間の売買取引株価、本公開買付けの見通し、支配権の異動に伴うプレミアム等を総合的に勘案したうえで、当社との間で複数回にわたり協議・交渉を行ったとのこと。その結果、公開買付者及び当社は、本公開買付価格を、平成24年4月27日に当社の実施した前回第三者割当増資により取得した当社普通株式の発行価格と同額の1株につき2,000,000円とすることに平成24年4月9日に合意し、当該合意に従い、公開買付者は、本公開買付価格を決定しております。なお、前回第三者割当増資と本公開買付けは、本出資契約に基づく一連の取引であるため、公開買付者と当社は、前回第三者割当増資における発行価格を、本公開買付けを考慮しあらかじめ公開買付けの際に付与されるプレミアムを含んだ価格とすることとしております。また、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際して、当社の財務情報等の資料に基づき公開買付者は自ら当社の株式価値を検討し、かかる検討結果により本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の株式価値算定書等は取得していないとのこと。

(ウ) 当社の意思決定の過程

本公開買付けに先立つ前回第三者割当増資において、当社の議決権の個数で算定した希薄化率が50.4%となること、前回第三者割当増資の後に公開買付者により本公開買付けが予定されており、かつ、かかる本公開買付けにおいて本自己株式処分が行われ、さらにその後、公開買付者が江島氏の保有する株式を除く当社の発行済株式の全てを取得するための手続を行うことも想定されたことから、本出資契約の締結に際して、当社は、経営者から独立した第三者として東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士の2名から、前回第三者割当増資及び本自己株式の処分の必要性及び相当性に関する客観的な意見を平成24年4月5日付で書面により入手いたしました。また、平成24年4月5日付の両氏からの意見の取得時から一定の時間が経過したことから、本公開買付けに際して、両氏から、書面により、平成24年8月22日付で、本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見をあらためて入手するとともに、本公開買付けへの賛同の是非及び本公開買付価格の相当性並びに本スクイーズアウト手続の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手いたしました。

当社は、上記第三者の見解を基礎として、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した、前回第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所（以下「TKAO」といいます。なお、TKAOは、公開買付者の関連当事者には該当せず、本件全体取引に関して重要な利害関係を有しません。）より提出を受けた当社普通株式の価値の算定結果についての株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定報告書」といいます。）、並びに、リーガル・アドバイザーである松尾総合法律事務所による法的見地からの助言の内容等を参考とし、本公開買付けに関する諸条件、公開買付者及びその関係者が有する社会的信用力及び本公開買付け成立後の当社に生じ得る財務面のシナジー効果等について慎重に検討しました。

その結果、当社は、() 当社の現在の状況に鑑みて、当社の経営基盤を安定化させ、その財務体質を改善し、今後当社を中長期的に発展させるためには、当社の株主を限定したうえで、短期的な業績変動に左右されず、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、() 上記「(ア) 本公開買付けの背景等」に記載のとおり当社が上場廃止となったことで換金機会が制約されている当社の株主に換金機会を提供する必要があるところ、第三者算定機関であるTKAOより前回第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため提出を受けた本株式価値算定報告書も参考に、本出資契約に定める本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主に対して合理的な換金機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けは今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件は妥当であり当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成24年8月29日開催の取締役会決議において、江島氏、山下尊弘氏及び高橋信之氏を除く当社取締役3名全員が審議及び決議に参加し、その全員の賛成により、公開買付者が提案する本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、当社は、海外生産拠点における設備投資や海外営業拠点の機能拡充のための資金及び高性能中小型パネルへの収益構造の転換並びに中国市場における安定的収益獲得のための研究開発投資資金の確保が必要であるところ、当社が当社の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することが、確実に資金調達できる最善の方法であると考え、当社の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することも決議いたしました。また、塚本稔氏を除く当社監査役1名が上記の取締役会に参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社は平成24年8月29日付で上記応募に係る本自己株式処分に係る有価証券届出書を中国財務局長に対して提出しております。

当社取締役のうち、当社の代表取締役である江島氏は、下記「(4) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、江島氏が、自ら保有する当社の株式の全部又は一部

について、公開買付者が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、当社の株主総会において公開買付者の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする本覚書（下記(4)に定義します。以下同じです。）を締結していることから、また、当社の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、ひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役員を兼任していることから、それぞれ本公開買付けに関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(エ) 本出資契約の内容

当社と公開買付者は、平成24年4月9日に、公開買付者による当社への出資及び本公開買付けの実施によって、当社の経営基盤の安定化及び財務体質の改善を図り、更なる発展・成長・企業価値の向上を実現することを目的として、本出資契約を締結しております。本出資契約において、公開買付者は、当社との間で、当社が所有する当社普通株式の全て（平成24年8月30日時点で198株）について、本公開買付けに応募するものとしております。本出資契約及びその他本出資契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

なお、本出資契約において、当社は、平成24年7月に開催予定の当社の定時株主総会において、取締役選任議案を上程し、公開買付者が指名する者（2名以内）を社外取締役候補者とし、また、公開買付者が指名する者（1名以内）を監査役候補者とし、当該議案がかかる定時株主総会において承認可決されるよう最大限努力するものとされておりましたが、これに基づき、平成24年7月27日に開催された当社の定時株主総会において、公開買付者が指名した取締役候補者2名（山下尊弘氏及び高橋信之氏）及び監査役候補者1名（塚本稔氏）がそれぞれ当社の取締役及び監査役として選任され、平成24年8月17日に開催された当社の定時株主総会継続会終了後、就任しております。

() 全体スキーム

ステップ1：平成24年4月27日を払込期日として、当社が公開買付者を割当先とする第三者割当増資を実施（前回第三者割当増資により実施済）

ステップ2：平成24年8月を目途として、公開買付者が、当社の株式を取得するため、大要以下の条件による株券等に対し公開買付けを実施

公開買付価格：当社の株式1株につき2,000,000円（前回第三者割当増資における発行価格と同額）

買付条件：買付予定数を本公開買付け開始日において当社が保有する自己株式の総数と同数とし、応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全てを買い付けず、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には応募株券等の全てを買い付ける。

ステップ3：スクイーズアウト

上記公開買付け後、公開買付者が要請した場合には、当社は、当社の株主を公開買付者その他公開買付者が別途指定する者のみとするために必要な手続を行う（なお、本書提出日現在、公開買付者は、公開買付者及び江島氏の2名の株主を除く当社の株主が保有する株式を取得する予定のことです。）。

() 公開買付けへの当社による賛同意見表明及び自己株式の応募に関する事項

- ・当社は、公開買付者により上記公開買付けが実施されることが公表された場合、同日に、取締役会決議により、()当該公開買付けに賛同し、当社の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨する旨及び()当社の保有する自己株式の全部（但し、198株以上とする。）を公開買付けに応募する旨を決定し、当該公開買付けが開始された日に公開買付者が法令等に従い公開買付届出書を提出した場合は、同日に、法令等に従い当該決定の内容を記載した意見表明報告書を提出し、また、自己株式応募のために法令等並びに当社の定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を行うとともにその他当該公開買付けのために必要な協力をする。
- ・当社は、当該公開買付けの期間中、()当該公開買付けに賛同し、当社の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回せず、()公開買付者以外の者が当社の発行する株券等を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）を開始し、又は開始することを公表した場合であっても、対抗公開買付けに賛同せず、かつ、賛同する旨を公表しない。
- ・当社は、当該公開買付けへの自己株式の応募に係る有価証券届出書（訂正届出書を含む。）を適時かつ適法に提出する。その他、当社は、本出資契約の締結及び履行、その他本件全体取引の実行に関連して適用ある法令等、

定款その他内部規則又は司法・行政機関等の判断等に基づき必要となる手続を適時かつ適法に行うものとし、公開買付者に対し協力する。

- () 当社の運営に関する事項
 - ・ 当社は、本出資契約において明示的に予定されている場合を除き、自ら又は自らを除く当社のグループ会社をして、定款、取締役会規則その他の重要な内部規則の変更又は廃止、株主総会の開催及び議案の内容の決定、合併、株式交換、吸収分割、株式移転、事業譲渡及び譲受その他の企業再編等一定の重要な事項を行う場合には、公開買付者から事前の書面による承諾を取得し若しくは取得させる。
 - ・ 当社は、公開買付者が指名する者に、当社の経営戦略会議及び部長会に参加する資格を与える。
 - ・ 当社は、公開買付者の要請に従い、公開買付者が指名する者で構成する会議体を設置する。
- () 調達資金及び資金使途
 - 本公開買付けが成立した場合に、当社が本公開買付けに応募することにより取得する資金及び前回第三者割当増資による調達分の手取概算額の合計額は約629百万円となりますが、公開買付者及び当社は当該資金を以下に記載する使途に充当することに合意しています。
 - 1) 中国サポート拠点の製造 / 営業設備の増設
 - 中国現地プリント基板メーカーへの検査装置拡販とそれに伴う治具需要拡大に備えた現地子会社への製造設備増強、及び現地サポート拠点の追加整備を計画しております。
 - 2) タイサポート拠点の製造 / 営業設備の増設
 - 実装メーカー、電機メーカー、車載関連メーカーなどに対する現地子会社における営業拠点整備と要員確保による営業強化、及び製造設備増強を計画しております。
 - 3) 非接触センサの高性能化などの研究開発投資
 - タブレット用中小型パネルや有機 E L 向けなど非接触センサの高性能化のための設計、試作、検証、要員確保、中国市場向けプリント基板検査装置の廉価版開発のための設計、試作、検証、要員確保、太陽電池 / 蓄電池 / 燃料電池 / 半導体 / 医療向けなど新分野への非接触検査技術の応用展開のための市場調査、企画、設計、試作、検証などの研究開発投資を計画しております。
 - 4) L E D 設備の増設
 - 中国現地子会社において、L E D チップの検査ソーティング工程に加え、前工程のダイシング（切断）、及び後工程のテーピング（封止）などの設備を増強することで、検査受注機会の増加と付加価値向上を計画しております。
- () その他
 - 上記のほか、公開買付者及び当社は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負っております。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにおいて江島氏の保有する株式を除く当社の発行済株式全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、公開買付者が、江島氏の保有する株式を除く当社の発行済株式の全てを取得するための手続を行うことを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること、以上乃至を付議議案に含む当社臨時株主総会、並びにの定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。上記の臨時株主総会及び種類株主総会は、本書提出日現在、平成24年11月下旬から12月上旬頃に開催することを想定しているとのことです。

上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記議案が承認され、上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付されたうえで、全て当社が取得することとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に、当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算出したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。本公開買付けに応募されなかった当社の株主（但し、公開買付者及び江島氏を除きます。）に対して交付する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価額の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法により取得される普通株式1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のほか、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関連法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合には、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記乃至の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び江島氏以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及び江島氏が当社の発行済株式の全てを保有するようにすることを予定しており、この場合において公開買付者及び江島氏以外の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に、当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算出する予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

(4) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施を内容に含む本出資契約を締結するにあたり、当社の代表取締役であり、当社の総株主の議決権（当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個））の18.72%を保有する江島氏との間で、当社の経営基盤の安定及び財務体質の改善を目的として、平成24年4月9日に、大要以下の内容を定める覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しているとのことです。

江島氏の本件全体取引への協力

- ・ 江島氏は、本公開買付けの実施後において、公開買付者が要請した場合、本スクイズアウト手続を実施することに協力する。
- ・ 江島氏は、本件全体取引の円滑な実現のために、公開買付者が要請する協力（当社の取締役会が、（ ）本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨及び（ ）当社の保有する自己株式の全部を本公開買付けに応募する旨の決議が可決されるよう、適用法令上許容される範囲内で協力すること、当社の株主に対する本公開買付けへの応募の要請を含む。）を行う。
- ・ 江島氏は、当社の株主総会において議決権を有する場合、当該株主総会において、公開買付者の意向に従い当該議決権を行使する。

本公開買付けへの不応募等

- ・ 江島氏は、自ら保有する当社の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り、本公開買付けに対して応募しない。
- ・ 江島氏は、直接又は間接に、第三者との間で、本件全体取引と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を一切行わず、第三者からかかる行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、速やかに公開買付者に対しその事実及び内容を通知する。

その他

上記のほか、公開買付者及び江島氏は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負っております。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの実施を内容に含む本出資契約を締結するにあたり、当社の代表取締役であり、当社の総株主の議決権（当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個））の18.72%を保有する江島氏との間で、本覚書を締結し、本件全体取引について協力して行うこと、本公開買付けへの不応募等を約しており、また、前回第三者割当増資の結果、当社の総株主の議決権の33.52%を有する筆頭株主となっております。このような状況から、当社及び公開買付者は、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けを含む本件全体取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避等の観点から、本公開買付けを含む本件全体取引の公正性を担保するための以下の措置を実施しました。

当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本出資契約を締結する時点において、当社が非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないこともあり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるTKAOに、前回第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため、当社の株式価値の算定を依頼いたしました（なお、TKAOは、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。TKAOは、インカム・アプローチ（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）によって当社の株式価値の算定を行い、当社はTKAOから平成24年3月28日付で本株式価値算定報告書を取得いたしました。

なお、当社は、TKAOから普通株式価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

TKAOは、インカム・アプローチ（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）により、当社株式の価値を1株当たり1,460,855円と算定しています。なお、TKAOは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による評価額を当社の株価としたうえで、参考株価としてマーケット・アプローチ（PER倍率法とEBITDA比較法）の評価額を提示しています。PER倍率法では、比較対象企業の平成23年5月から平成23年10月の平均株価を、平成23年10月31日直前の会社四季報の記載に基づいた1株当たり予想当期純利益で除してPERを算出し、当社の1株当たり予想当期純利益に当該PERを乗じることにより、当社株式の1株当たりの価値を算出しております。また、EBITDA比較法では、比較対象企業のEBITDA倍率（事業価値を、減価償却費及び支払利息控除前の利益の和で除したものを）を算出し、当社のEBITDAに上記倍率を乗じることにより、当社株式の1株当たりの価値を算出しています。これらの手

法により算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値はそれぞれ、P E R倍率法で1,451,738円、E B I T D A比較法で1,997,423円であります。

T K A Oがディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による算定を行った理由は以下のとおりです。

- 事業継続を前提とした株式価値評価であるため、会社の将来の収益力をより正確に評価額に反映する必要があります。ここで再調達価格又は清算価格等を算出するコスト・アプローチでは、会社の将来の収益力を正確に反映することは難しいといえます。そのため将来の収益予測に基づくインカム・アプローチや、会社の収益力等を類似会社の株価と比較して評価するマーケット・アプローチに基づくことが妥当と考えられます。しかしながら、マーケット・アプローチを積極的に採用できるほど当社と類似する企業を発見することができなかったこと、またインカム・アプローチによると当社固有の状況（事業を行うにあたり多額の運転資金が必要であること等）をより評価に反映することができるとの理由からインカム・アプローチを採用しております。

T K A Oは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法での評価にあたり、当社の事業計画、直近までの業績の動向等を前提に将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値の総額を算出しました。当該株式価値の総額を、当社の当該時点における議決権を有する株式数で除して算定した普通株式1株当たりの価値を1,460,855円と評価しています。

当社取締役会は、本出資契約の締結時から平成24年8月29日までの当社の事業の状況を勘案しても、本株式価値算定報告書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本株式価値算定報告書の内容は引き続き有効であると考えております。

独立した第三者への諮問

本公開買付けに先立つ前回第三者割当増資において、当社の議決権の個数で算定した希薄化率が50.4%となること、前回第三者割当増資の後に公開買付者により本公開買付けが予定されており、かつ、かかる本公開買付けにおいて本自己株式処分が行われ、さらにその後、公開買付者が江島氏の保有する株式を除く当社の発行済株式の全てを取得するための手続を行うことも想定されたことから、本出資契約の締結に際して、当社は、経営者から独立した第三者として東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士の2名から、前回第三者割当増資及び本自己株式処分の必要性及び相当性に関する客観的な意見を平成24年4月5日付で書面により入手いたしました。また、平成24年4月5日付の両氏からの意見の取得時から一定の時間が経過したことから、本公開買付けに際して、両氏から、書面により、平成24年8月22日付で、本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見をあらためて入手するとともに、本公開買付けへの賛同の是非及び本公開買付け価格の相当性並びに本スクイーズアウト手続の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手いたしました。なお、両氏と当社の間には、出資関係、人事関係、資金関係の契約及び顧問契約を締結した事実はなく、両氏は、当社から完全に独立した第三者です。

本自己株式処分の必要性及び相当性、本公開買付けへの賛同の是非、本公開買付け価格の相当性並びに本スクイーズアウト手続の必要性及び相当性についての両氏からの書面による回答の概要は、当社における本自己株式処分はその必要性及び相当性が認められ、本公開買付けへの賛同は妥当であり、本公開買付け価格は相当であると認められ、本公開買付け実施後にスクイーズアウトが実施される場合においても、その必要性及び相当性が認められると判断できる、というものであります。

また、その意見の根拠の概要は、以下のとおりです。

1) 本自己株式処分について

- 世界の潮流として、スマートフォンシェアの拡大、タブレット端末市場の拡大が顕著となってきている。当社の海外取引先においても、大型液晶パネルの減産、中小型パネルの増産方針が明確となっていること、有機E Lに関する拡大方針が現時点で明確な取引先は韓国勢を含む数社ではあるが、台湾・中国・日本のメーカーも有機E Lへの投資計画を実行することが予定されている。そのような事業環境の中で、当社の収益環境を改善し確固たる収益基盤を構築するためには、当社が目指している、海外展開、高性能の中小型パネル用の検査装置への経営資源の投入などの事業展開と事業計画の実行及びそのための事業インフラ投資が必要な状況に変化はないものと判断している。従って、明確な資金需要が認められる。
- 本自己株式処分は、一定の希薄化をもたらすものの、当社が直面する事業環境の中で企業価値を維持し、かつ、構造転換による将来の企業価値の向上を目指して本自己株式処分が行われる限り、その相当性が認められると考えられる。なお、本自己株式処分における発行価格として、1株2,000,000円は後述するように合理的価格である。

2) 本公開買付けへの賛同の是非及び本スクイーズアウト手続について

- 第三者算定機関であるT K A Oが算定した当社の普通株式1株当たり価値の算定基準日である平成23年10月31日から東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士による意見書の発行日である8月22日までに、事業インフラ投資が行われた、研究開発が成功した、もしくは、長期大型受注を獲得した、あるいは、あらたな取引先が獲得できたなど、当社の企業価値に変動をもたらすと考えられる重要な経済取引が発生していないこと、また、両氏が、第三者算定機関であるT K A Oが算定をした平成23年10月31日時点の

当社の普通株式1株当たりの価値から、平成24年4月期における当社の財務諸表及び平成23年10月31日から当社期末日である平成24年4月末日（4月27日が最終営業日）までの株式市場等の各種マーケットデータの変動を加味して、平成24年4月末日における当社の普通株式1株当たりの価値の変動状況を検証したところ、その結果の平均値は1株当たり1,450,709円である。

- 本公開買付けは、従来から当社経営陣が経営課題として株主に公言している株式売却機会の提供であり、かつ、本公開買付価格である1株2,000,000円は、両氏が検証をした結果の平均値である1株当たり1,450,709円と比較しても、既存株主にとっても不合理な価格ではないと判断できることから、当社が、本公開買付けに賛同し、当社株主に応募を推奨することには相当性が認められる。
- 本公開買付け応募状況によっては、スクイズアウトが実施される予定であることは、平成24年4月9日付の有価証券届出書に既に開示されている。公開買付者は投資効率をより最適なものとするためにスクイズアウトを実施するものと考えられ、その方法論は、法律上の制度により適法に実施されることが予定されており、相当と認められる。

独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する平成24年8月29日開催の取締役会の意思決定に関しては、公開買付者及び当社とは独立したリーガル・アドバイザーである松尾総合法律事務所より本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに従うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。そして、当社の保有する自己株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募を推奨することが当社の企業価値の向上に繋がるものかどうかという点につき、同事務所からの法的助言を踏まえて、慎重に検討しております。

公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。公開買付者によれば、このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していること等から、当社の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員による承認

当社は、本公開買付けに関する平成24年8月29日開催の取締役会において、上記独立した第三者及び松尾総合法律事務所の意見を踏まえ、平成24年4月9日開催の当社取締役会における第三者割当及び株式公開買付けに関する出資契約の締結についての討議同様、当社の保有する自己株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募を推奨することについて協議いたしました。その結果、当社は、（ ）当社の現在の状況に鑑みて、当社の経営基盤を安定化させ、その財務体質を改善し、今後当社を中長期的に発展させるためには、当社の株主を限定したうえで、短期的な業績変動に左右されず、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、（ ）上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由 (ア) 本公開買付けの背景等」に記載のとおり当社が上場廃止となったことで換金機会が制約されている当社の株主に換金機会を提供する必要があるところ、第三者算定機関であるTKAOより前回第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため提出を受けた本株式価値算定報告書（なお、TKAOは、公開買付者の関連当事者には該当せず、本件全体取引に関して重要な利害関係を有しません。）も参考に、本出資契約に定める本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主に対して合理的な換金機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けは今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件は妥当であり当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成24年8月29日開催の取締役会決議において、江島氏、山下尊弘氏及び高橋信之氏を除く当社取締役3名全員が審議及び決議に参加し、その全員の賛成により、公開買付者が提案する本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、当社は、海外生産拠点における設備投資や海外営業拠点の機能拡充のための資金及び高性能中小型パネルへの収益構造の転換並びに中国市場における安定的収益獲得のための研究開発投資資金の確保が必要であり、当社が当社の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することが、確実に資金調達できる最善の方法であると考え、当社の保有する自己株式（198株）を本公開買付けに応募することも決議いたしました。また、塚本稔氏を除く当社監査役1名が上記の取締役会に参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役のうち、当社の代表取締役である江島氏は、上記「(4) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」のとおり、江島氏が、自ら保有する当社の株式の全部又は一部につ

いて、公開買付者が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、当社の株主総会において公開買付者の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする本覚書を締結していることから、また、当社の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、ひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役職員を兼任していることから、それぞれ本公開買付けに関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役職員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
江島 貴志	代表取締役社長	67	67
平川 達也	取締役	4	4
羽森 寛	取締役	3	3
木船 幹夫	取締役	3	3
計	-	77	77

(注) 所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。